

新憲法読本を読もう！

読売新聞社が昭和21年（西暦1946年）10月15日に発行した「新憲法読本」は、入手が困難で旧仮名使いのため、今を生きる多くの人々には馴染みのない本なのです。

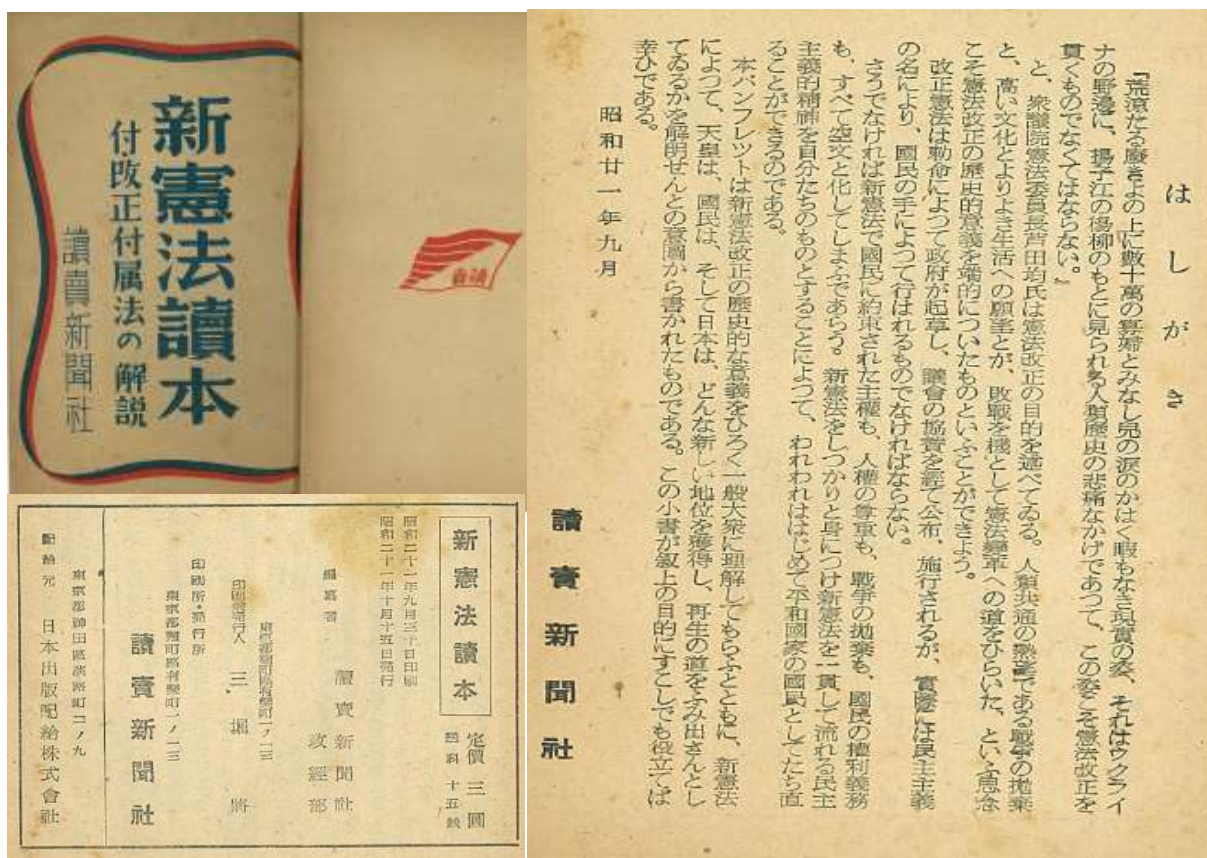
この本は、終戦直後の人々の「民主主義を基本とする新憲法をしっかりと身につけて平和国家の国民として立ち直ることを希求する」思いに満ちあふれています。

いまの若い方々は「わら半紙」と言ってもピンと来ないかもしれませんが、私たちが入手した本はそれに似たような手触りで黄ばんでおり、紙面をめくる度に紙の縁がパラパラとこぼれるような本なのです。

多くの方々に読んでいただきたいので、私たちはこの本を今の人が読みやすい文章になおして web サイトで読んでいただけるように進めております。困みの部分は、日本国政府が WEB サイトに掲載している日本国憲法を転載いたしました。まだ作業中なので出来た部分からとなりますが、是非、お読みください。

平成29年（西暦2017）年9月（2018.7.1更新、7.31更新）

不戦兵士・市民の会
担当 高野哲郎 大野幸正



目次

| | |
|----------------------|----|
| ➤ 序..... | 3 |
| ➤ はしがき..... | 3 |
| ➤ 「憲法改正の意義」..... | 4 |
| ➤ 前文..... | 6 |
| ➤ 第一章 天皇..... | 8 |
| ➤ 第二章 戦争の放棄..... | 13 |
| ➤ 第三章 国民の権利及び義務..... | 14 |
| ➤ 第四章 国会..... | 18 |
| ➤ 第五章 内閣..... | 30 |
| ➤ 第六章 司法..... | 33 |
| ➤ 第七章 財政..... | 35 |
| ➤ 第八章 地方自治..... | 38 |
| ➤ 第九章 改正..... | 41 |
| ➤ 第十章 最高法規..... | 42 |
| ➤ 第十一章 補則..... | 44 |
| ➤ 付帯決議..... | 45 |
| ➤ 付録..... | 45 |
| ➤ 附属法規の改正..... | 45 |
| ➤ 国会法の制定と国民政治..... | 45 |
| ➤ 民法改正..... | 45 |
| ➤ 刑法..... | 45 |
| ➤ 司法関係..... | 45 |
| ➤ 憲法審議をめぐって..... | 45 |
| ➤ 各国憲法の比較..... | 45 |

(青地の章は未着手です。)

日本国憲法全文（出典）：

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=321CONSTITUTION&openerCode=1

➤ 序

新憲法は、これ以外に高度な国内法があり能わざる最高の法であって、国民がこれに対する十分な理解がなければならぬことは勿論である。かかる民主的な憲法は、その解釈においても普及の方法においても、またその精神に従わねべきである。今回、『新憲法読本』が世に出ることになったのは全くこの趣旨に出るものと思われ、憲法の含む高遠の理念と周到の規範がこれにより最もなだらかに一春水が平野を流れるが如く一国民の心に溶け込むであろうことは喜ばしい。かくて新たに立ち上がる国家は、すくすくと国民の心から盛り立てられるであろう。

昭和二十一年九月

金森徳次郎

➤ はしがき

『荒涼たる廢墟の上に数十万の寡婦とみなし児の涙の乾く暇もなき現実の姿、それはウクライナの野辺に、揚子江の楊柳のもとに見られる人類歴史の悲痛な影であって、この姿こそ憲法改正を貫くものでなければならない。』

と、衆議院憲法委員長芦田均氏は憲法改正の目的を述べている。人類共通の熱望である戦争の放棄と、高い文化とよりよき生活への願望とが、敗戦を機として憲法変革への道を開いた、という思念こそ憲法改正の歴史的意義を端的についたものということができよう。

改正憲法は勅命によって政府が起草し、議会の協賛を経て公布、施行されるが、実際には民主主義の名により、国民の手によって行われるものでなければならない。

そうでなければ新憲法で国民に約束された主権も、人権の尊重も、戦争の放棄も、国民の権利義務も、すべて空文と化してしまうであろう。新憲法をしっかりと身につけ新憲法を一貫して流れる民主主義的精神を自分たちのものとすることによって、われわれははじめて平和国家の国民として立ち直ることができるのである。

本パンフレットは新憲法改正の歴史的意義をひろく一般大衆に理解してもらうとともに、新憲法によって、天皇は、国民は、そして日本は、どんな新しい地位を獲得し、再生の道を踏み出さんとしているかを解明せんとの意図から書かれたものである。この小書が叙上の目的に少しでも役に立てば幸いである。

昭和二十一年九月

読売新聞社

➤ 「憲法改正の意義」

憲法が改正される。改正というよりはむしろ新憲法の制定である。一国の基本法である憲法が根本的に改新されるということは、その国にとってはまさに革命的な史実である。いいかえれば、革命によって、はじめて一国の憲法は根本的な変革を遂げることができるのである。

日本は敗戦によって、民主主義革命を義務づけられた。政治も、社会も、文化も、教育も、すべてのものが民主主義の名によって改革されなければならない。しかも改革は連合軍の占領下に、その厳重な監視と指導とによって実施され、平和のうちに民主的日本の建設が推し進められなければならない。われわれが平和日本の再建を民主主義革命といい、無血革命と叫ぶのも、こうした事情を指しているのであって、新憲法の制定にも等しい今次の憲法改革を、憲法改正という法律的な手続によって行うのも、無血革命という領域内で行われる憲法改革であるからにほかならない。

憲法は国家がどうあらねばならないか、また国民生活がどのような約束にもとづいて営まれねばならないかを規定した法律である。いわば法律の法律ともいべき法律で、すべての法律は憲法を基礎にしてつくられている。従って、一国の良し悪しはいつに憲法いかんにかかっており、国民の権利、義務すなわち国民の幸不幸も憲法に集中的に表現しているといえることができる。

日本はいま民主主義の名において歴史的な社会革命をなしとげようとしている。神聖にして犯すべからず、とされてきた天皇の実質的地位でさえ大きな変革がもたらされている。終戦後1年の間に、我々が体験した変革の主なものだけでも、言論、集会、結社、信仰の自由をはじめとして労働運動の急激な発展、軍国主義者の公職追放、農地制度の改革、教育の刷新、基本的人権の尊重、男女同権、財閥の解体など、文字通り革命の名にふさわしい変改が実現された。今後さらに政治、経済、文化、社会各般にわたり、二千六百年の伝統と慣習を一朝にしてひっくり返すような変改が漸進的に、しかも健実に行われることとなっているが、この画期的な変改に法的な根拠を与え、この変革を法によって確保することこそ、憲法改正の目的であり道標である。

去る三月六日憲法改正草案の発表と同時に連合軍最高司令官マッカーサー元帥は長文の声明書を公表して『余が全面的に承認した新しきかつ啓蒙的な憲法』であると改正草案にたいし深い満足の意を表明した。同声明によれば新憲法は元帥の指令にもとづき日本政府とマッカーサー司令部当局とによって労多き調査と屢次¹にわたる会議の結果書き下ろされたもので、起草までに五ヶ月かかっている。新憲法は主権を国民の手中に帰せしめ、いかなる政府も、いかなる勢力も独裁的に、または専制的に国家を運営することを厳然と禁じている。しかも天皇の政治的権力や皇室財産をとりあげ、国民統一の象徴として天皇を国民の意思に従わしている点で、まさに画期的な改革である。

改正の主眼点をあげれば、

- 一、主権を天皇から国民にうつし、『主権在民』の民主主義的政体を確立したこと
- 一、戦争放棄を宣言し他国との紛争解決手段として武力の行使を永久に禁じたこと。したがって日本は今後永久に軍隊を持たない真の平和国家として立っていくことを規定した。

- 一、天皇の特権、華族制度を廃止し国民の基本的な人権を保障したこと。
- 一、社会のあらゆる部面に残されている封建制度を除去し、国民の権利と義務を明確に規定したこと。

などで、一貫して民主的、平和的な精神が流れている。それは日本が平和国家として敗戦の悲痛から立ち上がるための必然的な改革であり、これなくしては日本は民主主義国家として再生することはできないのである。

かくて欽定憲法として全国民が讃仰を押しつけられて来た明治憲法とここに永久に決別する時期は到来した。国民代表の集う衆議院において何等拘束なき言論のもとに審議され、さらに斯界の権威を網羅する貴族院の法理論的体系づけによって我々の新しい憲法は誕生したのである。

➤ 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

◇前文は、今度の憲法改正の目的と精神とを強く述べ、「日本国民の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」と結び、日本国民が戦いの惨禍の中から立ちあがり、民主的、平和的、文化的日本の再建と、民族の興亡をかけて世界の平和を希求する悲願に貫かれている。

言うまでもなく憲法改正の直接の動機は、民主政治原理の復活強化、基本的人権の尊重、国民自由の意思に基く平和政治機関の樹立を徹底的かつ速やかに履行せねばならなかったことと敗戦の悲境の中で民族の自由性を強く念願する国民情熱とが期せずして一致この改正となったもので、この前文は客観情勢の中での制約を受けながらも民族自主のぼつぼつたる感情を謳った日本建設譜の前奏曲ともいうべきものである。前文はこの脈々たる国民感情を基底とし、文を三つに区切り、第1段では、日本国民の主権は国民に存することを宣言し、国政は国民の崇高な信託によるものであるとし、改正憲法によつてたつ日本国の新形体を明示している。そしてその権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使してその福利は国民がこれを享受するものであるとして民主主義の原理、人類普遍の原理に基く憲法改正の理由を説(?)明している。またこれに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除することを明記して、かつて封建主義、軍国主義の台本となった一切の公文規律を廃棄し、特に詔勅のごときは政治上の効力を有さない儀礼的メッセージとして象徴する地位の天皇が国民を激励するもののみ制約されたのである。

第2段では、日本国民が侵略戦争を行い自らうけた創夷のうちに、人間相互の関係を支配する高遠な理想を深く自覚して、平和を念願し、その安全と生存をあげて平和を愛好する諸国民の公正と信義に委ねようと決意したものであるが、これに対し衆議院修正の場合社会党はこの犠牲的精神は美しいが現実の問題としては本能的闘争の中にある人類生活の中で、自分のみがそのような悲願をたてて宣言しても実際の効果をあらわ

すものであるかどうかは再検討さるべきであって、われわれ日本国民が戦いを回避し、平和を愛好するためにはもっと積極的な意味を文章の中に盛り込まねばならぬとする意見を提示したが自進両党および小会派はこの項はそれらのことを願いつくしているとして字句に若干の修正を加えたのみで修正可決したものである。共産党は自衛権を必要とすると言い、貴族院もまたこの項に国際法上の法理論づけを必要とすることを強調しており、さすがに国民の生命をかけた焦点だけにその審議修正は真摯熱[?]烈であるが精神的には全く不変であることは各党ともに言うまでもないことであった。この段では更に日本が世界の平和確立を目指している国際社会に伍して名誉ある地位を占めたいと述べていること、廃墟の苦渋から一步でも先に進み、人類永遠の願いたる平和主義への、希求と信念を熱^(?)烈に吐露している。

第3段はこの平和に向う各国の自覚をも促す独立国家の矜持を主張したもので、その裏付けとして日本国民は国家の名誉にかけて、全力を尽くし、平和理想の目的を達成することを強く誓ったものであるが、また一面からは過去における日本の対世界的考え方の独善的、侵略的であったことに自ら深い反省を行い、すべての国家が公平にして対等な立場に立ち、この平和主義完成に向かうべきであるとの両方の見解に立ったものである。

これを要するに前文は

- 一、日本の国民は正当に選挙された国会代表者を通じて政治行動を行う、
- 二、われわれとその子孫のために協同和平による成果とそれによって我国全土にわたり自由をもたらす恵みを確保して、政府の積極的な政治行動によつて戦争の惨禍が再び発生しないことを決意する。
- 三、主権が国民に存することを宣言する。
- 四、人類普遍の原理を強調する。これに反する一切の公文規律を廃棄する。
- 五、日本国民は平和を念願するため、安全と生存を、平和的世界の諸国民の公正と信義を信じてこれにゆだね、平和を維持し、専制政治と強国の弱国に対する隷従圧迫と偏狭をこの地上から永遠に拭い去る。
- 六、国際社会に伍して名誉ある地位を占め強国への脅怖^(?)と弱国の欠乏から免れ、平和社会に生存したいという権利を確認したい。
- 七、人類社会に平和を確立するためいづれの国家も反省して相互生存を期すべきである。
- 八、この理想達成に日本国家の名誉をかける。

ということで本文百三ヶ条の各条項もすべてこの前文の精神を基底とするとして立案され、この精神のなかで改正憲法は運営されていくのである。

なお、貴院は若干の字句を修正した。

(この章、2017.9.28 追加)

➤ 第一章 天皇

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

◇第一条、天皇の章は、わが日本の国体をどう解釈してよいか、また国家を運営する最高のいわゆる「主権」が誰に在るかということを決める条項であるだけに、いろいろと問題となり、論議の中心となったが、これはこれまでのわが国の歴史と長い伝統からみれば、当然のことである。明治憲法の第一条には、日本帝国は天皇これを統治す一とあって、主権が、天皇に在ったことはいうまでもない。その主権が国民に在る、と規定されたのであって、まさにかつてない画期的な意義とともに革命であるといわれる理由もここにあるわけである。

しからは王権とはどういうものか、ということにあるが、この解釈については、わが国のみならず、世界における学者の間に、いろいろ論議のあるところである。政府のいうところによると、主権という言葉は、きわめて広い意味に用いられているけれど、これを「国家の意思の源泉である」という考え方からいうと一主権は「国民の全体にある」一しかも天皇をふくめての国民全体にあるというのである。さらにくわしくいうと、国家の意思の「みなもと」は、個人、個人の考えそのものではない。国民がおのおのの結ばれるうちに、まとまってくるころの考えが、国家意思の「源泉」となるのであって、したがって主権の本質は、天皇をふくめての組みあわされた「体」にあるという。(天皇のところで説明する。)

また政府はいう。我が国の憲法に対する解釈は、明らかに諸外国との思想が、異なることはたやすく分るのであるが、政府は「君主主義」といい、「主権在国民」というこれまでの学説は、反対の立場にあったが、わが憲法の解釈は、前にいったように、日本国民の「協団体」にあるとする理論をとっているというのだ。

◇次に国体とはなにか。わが国の「もと」(国体)となる特色は、わが国民の心の中に、深く根を張っている、長い間祖先からの「伝統」的なものの、天皇への「つながり」をもとにして、謂はば、天皇を国民の「あこがれ」の中心として、国民全体が結びつく一この意思が、集まって国家意思の「源泉」となって、国家が成り立っているというのである。さらに詳しく述べると、

国民は天皇を以て、あこがれの中心とみるのであるから、天皇を仰ぐときは、そこに国民自らが「むすび」ついている姿、そのものをみることができる、というにある。

こういう意味から本条は、以上のわが国の基本となる特色に立って、「天皇の有せられる本質」を「象徴」という語をもって表現した。

◇しからは、天皇は日本国および日本国民のすべての集められた象徴として、何故にふさわしいのかと考えてみる。

これを一口にいうと、それは我が国の長い歴史的な伝統というものが、また同時に長い間に、国民が胸に抱いてきた、国民感情にあるとする。

本条の基本となる「源泉」は、このような我が国の伝統と国民感情の「きそ」の上に立ちつつ新しい天皇の「姿」の大きな原則を定めたものといえる。

◇すでに述べた見解によって、本条の後段に書かれた「主権の所在」が明らかにされる。すなわち

「象徴」である地位に天皇が立たれるのは、けっして独善的に、それはあたかも征服者のように力をもって、国民に服従をしいて、人民に臨むといったようなものではなく、国民自らがこれを認めて、心の奥から自然と流れ出る自らの心によって敬服するという一このことはわが国のこれまでの歴史にたづね、また現在大多数の国民の心に問うても認められるところであるとされる。したがって、天皇の地位はこれまでの支配的であったり、とくに神権的または神秘的、非合理的な、考え方に基づくものではなくて、もっと現実的な一「主権」のある国民のじつに「総意」にその基礎を置いているものである。

そこでこのように、天皇は象徴としてその地位に立たせられるのであるが、若しも天皇が

政治上の実権を有されて、これを行うこととすれば、そのときの政府の政策に対して、一部国民が反対するということがあり得ることである。そうすると政策に反対したために、実際問題として国民と天皇が、対立するような立場になることになって、いわゆる、天皇の国民統合の「象徴」としての作用を達することができなくなるわけである。それゆえ天皇は、無色透明な、しかも公平無私でなければならない。したがって新憲法では、このことを明らかにして、天皇の行はれる国事上の行為を、政治のうえでは実権を伴わない、つまり形式上の、儀礼的なものだけに限っているのは、そういうことに根本的な理由がある。

かくて現行憲法にこれを比べるまでもなく、空前の超憲法的変革といってよく、革命的なまた大きな進歩をとげたものでいなければならない。このため衆議院の自由、進歩党等の保守党といわれる委員たちや、貴族院の我が国法の権威者である諸学者たちが、こぞって「国体は明らかに改革されているのではないか」と、するどく政府の解釈に迫ったところだった。

これに対して政府の解釈は、天皇をあこがれの中心として、国民全体がむすびあい、そうして国家が組みたてられていることろの国体なのであるから、決して国体は改革されたのではない。改革されたのは「政体」であって、また政体に対するそういう認識であるというにあった。

しいて言えば、川そのものは変わったものではなくて、流れる水の方が変わっているのだという説明で、学問的にいう議員たちは、なかなか問題があったようだが、政府としてはともかく「象徴」ということは、事実であるので、その事実こそ変わっていないとして、もっぱら政治的解釈に落ち着いたもののものである。

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

◇皇位の継承は、世襲によるものであることが本条で定められたが、その細則は、皇室典範に定められる、改正憲法における、天皇および皇室は、これまでのように国民との間が、雲によって隔てられるものではなく、常に国民とともにあるものであるから、皇室典範はこれまでと違い普通の法律と同じく、国民代表たる国会の議決によるものでなければならない。このことは非常に革められた部分である。

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

◇本条は統治権行使の所在の明文化であって、天皇の「象徴」であることを、名実ともに裏付けた重要な改革した点であって、かつて行われたような、天皇の名を借りて、国民の意思を無視する政治の実行を、払拭する意図が明らかにもられたものである。

そのために、天皇が象徴として行はれる国事に関する行為は第六条、第七条に掲げられているが、天皇はこれらすべての行為を内閣の助言と承認に基づいて行われ、内閣が自らその憲法に責任を負うことになっている。

そして内閣は、主権の存する国民の代表であるところの国会に基礎を置くものであるから、内閣の責任において、天皇のあらゆる行為が行われるということは、帰するところ、国民の総意に基づいて天皇のすべての行為が行われるという解釈である。

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

○2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

◇既述のごとく、天皇は象徴なのであるから、政治の圏外に超然である地位に立たなければならぬ。第一項にはこの精神に基づいて、いわれる「君臨すれど統治せず」の原則をとられたものである。第二項はこまかい国事また天皇の海外旅行などに、その行為を他の国家機関に委任することに定めた。

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

◇天皇が未成年の場合、精神上、肉体上故障ある場合などのために、新皇室典範でも摂政を設けることを認められると思うが、本条はこの摂政が、天皇に代わってその国事に関する行為を行うこと、および摂政はいわゆる象徴ではないが、その権能は天皇に全く異わず、同時に天皇以上に政治上の実権を行うことができない旨を定めたものである。

第六条 天皇は、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する。
○2 天皇は、内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

◇天皇は、国政の最高責任者である、内閣総理大臣を任命する—この点は現行法と同じであるが、新法では任命は形式にとどまり、実質上は何人を総理大臣にすべきかは国の最高機関である国会において指名し、それを任命することになって、著しく国会が権能を有し、いわゆる民主化の主意が盛られている。

また、最高裁判所の長は極めて高い地位を与えられている。そのためほかの官吏と異なり、任命は天皇によって行われることとなった。但しこの場合も内閣の指名によるものとし、天皇の権能を、象徴たる地位にふさわしいようにした。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。
一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
二 国会を召集すること。
三 衆議院を解散すること。
四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
五 国务大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
七 栄典を授与すること。
八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
九 外国の大使及び公使を受け入れること。
十 儀式を行ふこと。

◇本条に掲げられている十項目は、草案作成において極めて苦心を重ねられたところで、その機能はどれも、象徴たる天皇の本質から流れでるところのものである、したがってこれも象徴の意をくみとり、多からず少なからざる域において定められた。

たとえば第一号では、憲法の改正、法律、政令、および条約などについては、いづれもその制定手続きが定まっており、これに天皇は、何等周知されてはいない。しかしながらこれらの大切な法規が天皇が一般に公布せられるという形式が、あることによって、国民が天皇を、象徴として仰ぐ念がたかまっていくであろう。

さらに第二号、第三号、第四号は一見すれば、いささか政治的の素質をふくんでいるように感じられるが、これも実質上には、いづれも内閣が決定するところとなっているので、天皇のこの条の行為は、やはり形式的、儀礼的な性質をもっているものと考えべきである。

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

◇本条は、皇室財産の国庫収入とすべきか、私有財産とすべきかの、項とからんでいろいろ論議の的となり、天皇のあこがれの中心とすれば、するほど意見のあるところであり、また岐れるところであるのは当然であろう。ついには、第八十八条の修正案をめぐって各党間に波紋を起こしたことなど派生的なことまでひき起こされた。

さてこれまでの皇室財産の内容は、まったく国民に知らされず、というより分らないことであったが、こういうことは国民とともにある皇室の在り方という、本旨にそむくものとされたので、この条では、この皇室と国民の垣をとりはずして、皇室財産の授受は、国会の議場を経ることとなし、皇室財産に対する疑いを一掃して、民主化をはかったものと考えられる。

(この章、2018.7.31 追加)

➤ 第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

○2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

◇「主権在民」の明記とともに「戦争の放棄」とは今回の憲法改正案における2大特徴である。

「日本国憲法は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と、第9条は規定している。これは日本国民の平和への希求を端的かつ大胆率直に表明したものにほかならない。さらに戦争放棄の具体的な裏付けとして同条文は続いて「前項の目的を達成するため陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。」旨を明記している。これ実に徹底した平和主義の宣言でなくて何であろう。

戦争はこれまで国家の主権に属する権利であるとされていた。これを国家間の紛争の解決手段とすることは従来の国際法において認められていたのであるが、日本憲法はこの戦争を永久に放棄し、さらに武力による威嚇も武力の行使もすべて放棄しようというのである。日本国民は敗戦の苦痛を身にしみて体得した。だから心から平和を希求し、専制と隷従、抑圧と偏狭をこの地上から永久に抹殺せんとするものである。しかしながらそれは敗戦者の一時的な弱々しい気持ちから発した戦争放棄であってはならない。恐らく国民の素直な感情は、その趣旨には賛成するが、国家の将来における存立に関して深い危惧を抱いているかも知れない。このような国民のいづく危惧は戦争を全面的に放棄することによって生ずる国家自衛上ならびに国内治安維持上の不安から発しているように思われる。すなわち、将来、万一他国の侵略を受けるような事態が生じた場合、中立の一方的宣言だけでは彼の侵略に委せるのほかない。しかもかかる一方的中立宣言は他国の一方的な意思により蹂躪された例が過去において少なくない。かりに世界列強が日本の交戦権放棄および中立を確保保障したとしても、果たしてそのような保障が絶対に信頼出来るだろうか。もし出来ぬとすれば、自衛上の戦力を保有しない限り日本は自滅かあるいは他の強国の隷属国の地位に転落するほかない。このような不安感実は尤もなことだともいえる。だが我々は考えなければならぬのである。しからば何によってかかる危惧は払拭されなければならないか。

この戦争の放棄の規定は相対的な不戦条約たるケロッグ条約とその精神を一にしているのであるが、これを国内法規において一方的に宣言したことはまさに世界的な意義がある。今日まで、国内的に戦争放棄を宣言した例は、1791年のフランス憲法にはじまり、ラテンアメリカの諸国憲法、最近の例としては1931年のスペイン憲法などがある。フランス革命憲法は「フランス国民は征服の目的で戦争に訴えることを放棄し、いかなる国民の自由に対しても兵力を行使しない」と規定し、また1891年のブラジル憲法は「いかなる場合にもブラジルは征服の戦争に従事しない」と規定、またスペイン憲法は「スペインは国家の政策の手段としての戦争を放棄する」と規定して1928年の不戦条約の精神を国内的に憲法化したのである。今回の日本憲法における戦争放棄

はこれらの規定を先例としたものであるが、今次大戦後国際憲章の精神を取り入れてはじめて憲法化したものであり、世界が新に民主主義の基調のもとに絶対に戦争を廃絶しようとする動向の関頭に立って、徹底した戦争放棄を宣言したのである。かかる積極的な日本の平和希求の精神は、一部の危惧をはるかに乗り越えたものであることに間違いはない。何故ならば、従来極端な軍国主義と帝国主義の国家で、特に最近の半世紀にわたりどの他国よりも多く戦争をした日本であったことを思えば、例えフランスの戦争放棄がその後しばしば戦争を招いていることや、ベルギーの中立が参戦を余儀なくされたことは自ら別の判断を與えなければならないからである。そこに、日本が戦争放棄を宣言した歴史的な意義がある。新しい時代の平和の典型として日本憲法を見るならば、ある程度の戦力保持の必要を漠然と感じる危惧感、この憲法によって再生しようとする日本国民のヒューマンズを踏みしめるものでしかない。それは単なる感傷の域を脱しない小市民的感情であろう。

国際連合がその機構において内容において充実強化され、世界恒久平和の基礎が確立されるべく、日本がなすべきことは、一に戦争放棄の積極的提言以外にはないのである。

(この章、2017.11.9 追加)

➤ 第三章 国民の権利及び義務

◇第三章では基本的な人権擁護と国民の生活権確立のために二十一ヶ条にわたる広範な規定を設け自由の基礎にたつ民主主義者憲法の骨組みと肉付けをなし遂げている。

人は生まれながらにして世の中に生きていく権利、誰からも侵されないまた誰もおかしはならない権利を持っている、またいろいろのことを考えその考えに基づいて行動する自由をもっている、この権利と自由とは他人や、あやまった国の法律や、一部少数のもの独断によって歪められたり無闇に制限されたり危険にさらされたりすることがあってはならない、この人間にとってもっとも尊い権利を『基本的人権』という、民主主義は国民一人一人の人権を尊重することから出発し、また同時にこれをどんな形で完全に実現するかということが民主政治究極の目標であるわけである。

歴史を顧みれば分るようにわが国では従来全体に重点をおき過ぎて個人の自由は無視され勝であった、われわれはまず物心つくかつかぬかの頃から日本の国についていろいろなことを無理に信じさせられた、幾多の法律によって自由は制限された、国のために自分の利益をぎせいにするのが国民当然の義務であるかのごとく強制された、自由幸福が十分に享受出来ないのみかときには生命さえも犠牲になることがしばしばあった、これは国が帝王の所有物であり、国民はその使用人であると考えられていた古い封権時代の悪制度がそのまま遣っていた証拠である。

明治憲法が発布され日本が近代国家の仲間入りをしてつい昨日までこの状態が当然のここのように続いていたのであるがここに民主主義化の第一歩において新憲法第三章は基本権としての個人尊重がすべてのものに先行することをはっきりと示し日本政治の向かうべき方向を確定したのである。

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

◇国民たるものの権利義務を定める前にまず誰が日本国民であるかということは法律で定めるとしたもので立法技術上当然の規定である。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

◇基本的人権の尊重ということが民主主義の根源となるものであることは前にも述べた、国民の権利及び自由を完全に保障することが新憲法の基本精神である、我が国が古い封建主義の衣をぬぎすてて新しい民主主義の国として出発するにはなによりもまず国民一人一人の人格を尊重することからはじめなければならないからである、しかも従来のように国民の自由や権利がその時々法律や命令で制限できるものでは人権尊重はまた空念仏に終わるであろう、だからこの基本的人権は法律をもっても制限することが出来ないものとして憲法上永久に侵すことのできないことを明らかにしているのである。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

◇人類発生以来長い間に起った幾多の争いはすべて自由獲得のための闘争であった。わが国でこそ今こうして平和理に憲法の制定を見、その憲法によって国民の自由と権利とが保障されようとしているが欧米先進諸国ではイギリスでもフランスでもアメリカでも国民は血を流す苦しい幾度かの闘争の後ようやく獲得したものなのである、それほど尊く、また保持することの難しいものである、われわれ国民は今この憲法によって与えられた広範な自由、権利を単に与えられたものとしてではなく自分のものとして各自の力で保持するように努力しなければならない、と同時にわれわれは国家という社会協同体の一員として生活する以上この協同体全体の幸福のためにこれを利用しなければならない。自由と権利とを主張するのあまりこれを濫用するようなことがあったら民主主義は多数者の専制や無秩序の政治となり却って自ら自由を破壊してゆく結果になる、ここで権利と義務とが常に表裏一体のものであることを知らねばならない。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

◇従来わが国ではややもすれば国のためと称して個人を無視し、その利益をぎせいにする傾向が強かった、ときには生命をさえ国に捧げると称して犠牲に供してきた、今後

は国民個人個人がみな完全な人格を持つものとして尊重され今後つくられる法律やその他すべての国の政治は個人の生命、自由、幸福について常にまず第一に尊重するように心掛けるべきであることを定めたのである、がこれも無制限ではない、公共の福祉に反しないという限度があること勿論である。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

○2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

○3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

◇国民がみな個人として尊重されるなら国民の中に特権階級があることは勿論許されない、国民はすべて平等でなければならぬが華族をはじめあらゆる特権階級をなくするのでなければ真の平等は実現されない、我が国では現在なおその祖先が旧幕時代の藩主であったという理由で、あるいは明治維新に功績があったという理由で当人のいかに拘わらず栄誉と資産とを有し別の人間であるかの如く振舞っている多くの華族がいる、これ等は新日本のかどでに当たって現在の一代だけで廃止されることになる。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

○2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

○3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

○4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

◇前文でも述べているように主権は国民にあり国政は国民が信託するのであるから、内閣総理大臣をはじめ裁判官から役人まで一切の公務員は国民が自由に選び国民代表として彼等は国の政治に携わるのである、真に国民全体の奉仕者でなければならぬ、ある階級の利益を代表したりそのために政治が行われることは絶対にゆるされないものである。なお貴院では成年者の選挙を保障する項を特記した。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

◇従来でも請願権は国民に認められていたが、新憲法はこれを国政の全体にまで拡大し、その上その請願によって他に不利益をかけたときでも報復的な待遇をうけないこととし国民の請願権を強化した。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

◇公務員たとえば警察官などによって損害を受けたとき国民は権利として損害賠償を要求することができる、従来憲法上の明文がなかったのを明らかにして国民の権利を保障した。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

◇個人の人格を無視するような精神的道徳的肉体的の拘束は許されない、炭坑やその他いろいろの場所で日本にはこうしたことが公然とまたは秘密に行われていたがこれらは即時あらためなければならない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

◇個人の人格を尊重するということは個人がどんな思想をもつことも自由であり思想の根源である良心が自由であるということで絶対に他から干渉してはならないということである。我が国では次の条項にある各種の自由と共に相当程度制限されて来たものであった。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

◇国民はどんな宗教を信じてても良い、過去の歴史に見るが如くわが国では宗教が一部政治家の道具に使われ、国民に強制されて来た。王朝時代の仏教、昨日までの神道などみな国の権力を背景にしていた結果、個人の宗教選択は自分の判断以外のもので決せられることになった、本条は国家神道の制度の廃止を目的とし政教分離の原則を示したものである。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

◇従来各種の法律などによって制限されたものから解放され絶対に侵してはならないものとされたわけであるが、平和の破壊とか社会の秩序を乱さぬ限り解放されるので、他人を誹謗し又は他人の名誉を傷つけるようなことがあってはならない。

第二十二條 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
○2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

◇居住、移転及び従来認められてなかった職業選択の自由、国籍離脱の自由が保障された。

第二十三條 学問の自由は、これを保障する。

◇学問の自由とは研究のみではなく、その発表研究機関を作ることの自由も含む、従来国家目的に反するとの理由のもとにしばしばこの自由が束縛されて来たことは国民の記憶に新たなところであるが今後は個人の真理探究にはいかなる外部的な圧迫もうけないことが保障されたのである。

第二十四條 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

○2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

◇男女は本質的に平等である、結婚やそれから来るすべての家族制度は個人の人格と男女平等の基礎に立たなければならない、一旦嫁した以上は夫の家の召使の如く仕え、その上戸主というものに絶対の権限を与えていた日本の家族制度は悪い意味で世界に類例のないものであった、これは家が封録や官職の主体であり、そのために家族員は家長の絶対的な支配に服しなければならなかった国の制度そのままの姿なのである、封建制の打破ということがいまよくいわれるがそれはまずかような時代ばなれのした仕組みを廃止することから始まる、本条項の規定はこの意味で全く一大飛躍というべく家に重点をおきその面から相続や戸主権の規定や妻の地位を定めた民法その他の関係法規は一切根本的な改正が行われ我わが国社会制度に変革をもたらす日本民主化促進の跳躍台となるものとして注目される。

第二十五條 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

○2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

◇国民の生活権、生存権についての規定である、我が国ほど貧富の差のはげしい国はなく、農民や下級の労働者は一生涯を食うことにのみ費やして死んでいったのである、国の政策は国民の人権尊重から来る生活水準の向上には力が注がれていなかった、いわゆる文化的な生活などおよそ縁遠いものであった、幸福は国民全体に平等に行きわたらね

ばならないものである。本規定により最低の文化的生活を営む権利を認められた国民は今後政府のとり得であろう広範な社会立法（社会福祉、生活保障、公衆衛生の向上などに関するもの）によってその生活をなすうる環境をも保障されることになるわけである。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

○2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

◇教育を受ける権利も平等でなければならない、教育が一部の専有でかの如き仕組みは速やかに改善されねばならない、民主主義政治の成否は国民の教育によって左右されることにかんがみ国民教育の基礎観念について定めたものである。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

○2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

○3 児童は、これを酷使してはならない。

◇生活するために必要な勤労の権利を認めたもので能力と意思のあるものが働くことを妨害されない、しかし同時に能力を持ちながら働かないものには国が適當の措置をとることを認めなければならない、産業再建を何よりも急務とするわが国にとってもっとも必要なことである、しかも勤労者の地位は保護されなければならないし、不当な労働を強制されることはない、この規定に基づいて労働基準法が制定されるわけである。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

◇勤労者、雇主、資本家に対する経済的地位を保護するため正当な手段をとることを国家が保障する。労働組合法はこれに基き制定される。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

○2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

○3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

◇原則として財産権を不可侵として認めるがすべての公共の福祉に適うものでなければならない、極端な独占は許されないのが当然であり、そのためには私有財産といえども公共の福祉のために使うことができる、公益と私益とが調和のとれたものとなることが必要であり、本条はその意味で社会政策的な含みを持つものである。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

◇一般憲法の例に従って掲げた物である。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

◇国民の生命自由の保護はすでに嚴重に認められているのであるが、刑罰のため、または公共の福祉のためにこれが奪われるには必ず法律の手続を経た上でなければならない原則を示したものである。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

◇本条も近代憲法の条例によったもので、国民が権利の損害をうけたとき裁判所の公正な判断に基づき救済を求めることができるのである。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

◇国民の身体の自由を保護する主旨であつて官尊民卑の思想からわが国では警察官などにより往々にしてこの自由が侵されがちであつたことは周知の事実である。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

◇前条と同趣旨で国の一方的な権力で国民の基本的な人権たる身体の自由が暗黒理にふみにじられることを防ぐ意味である。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

○2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

◇前条と同趣旨から故なく官憲の親友侵入、捜査、押収を受けることのないことを保障したものである。

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

◇拷問の事実は我が国においてはしばしば伝えられている、あるものはこのため悶死したとさえいわれ国の大きい恥辱となっている、今後はこのような野蛮なことの絶対ないことを定めている、死刑その他現在法律で定められている刑罰は残虐な刑罰と考えられていないが将来新しい刑罰を設けるときにそれが残虐であってはならないというのが本条の規定である。

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

○2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

○3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

◇特に刑事裁判の公正と迅速を保障しようとの趣旨である。そしてその公正とは被告人にできるだけ自己の立場を主張し得るようあらゆる手段と機会を与えることによって賛成するのである。

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

○2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

○3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

◇前条と同じく刑事裁判の公正を期するための規定であって、従来兎角非難の的となっていた強権を用いての自白強要を禁止するものである。

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

◇実行のとき適法であったものが法律改正や新法律で再び罪に問われるようでは人権の保障は期せられない、本条はかかることを予防しまた一つの事実について二度裁判されることのない原則を定めた。

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

◇いわゆる刑事補償の制度を憲法上認めて国民の権利を保障したものである。

要するに本章は国民の人権はすべてに先行する基本であるとの理念に立脚してあらゆる部面からこれが補償を規定し民主主義新憲法に画竜点睛の役割を果たしているのであるが、社会人としての人間の権利にはつねに義務が付随し両々相まってはじめて完全な形となりうる『公共の福祉』が強調されているのもこの意味からであることを知らねばならない。

(この章、2018.7.31 追加)

➤ 第四章 国会

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

◇新憲法の根本問題を貫くものは、前文並びに第一章において明示されているように「主権在国民」の思想であり、これを具体的な政治機構の上で裏付けているものがこの条章である。即ち主権が国民にあるということは、国民の代表によって構成される国会が、国家の最高の権力機関であることにより明確なる保障を得たといえる。従って、わが国の今後の政治は国会中心主義を主軸として展開される。

いわゆる重臣の奏請にもとづく「大命降下」によって従来その地位についてきた内閣総理大臣も、これからは国会の指名なくして任命されなくなるが、これはその国会中心主義を示す著しい一例であり、いかに国会が国の権力を行う機関の中で最高の地位を与えられているかがわかる。主権在国民、まずはその第一歩をここに印したといえる。

このような国会が国の法規を制定する唯一の根源であるのも当然である。立法権は現行憲法ではその根源を天皇にもち帝国議会の協賛をもって行われ、これが議会の主たる機能職務とされ、議会を一般に立法院と呼んだ。新憲法においても、国会が立法院たることに何ら変わりはないが、協賛という性格は払拭される。ここに大きな違いがある。

天皇が国会とは独立に、大権によって命令を発するというのも認められなくなる、法律を実施するための勅令というものも新憲法のもとではなくなり、代って内閣は政令を制定することができる。もちろんこの政令といえども、その根源が国会にあることはいうまでもない。

本条は要するに、我が国民主権政治の根底をなす国会の地位と性格をきめて簡明直截な表現をもってしかも力強く言い表わしたものであるというべきで、全章を通じ最も注目すべきものの一つである。

第四十二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

◇国会の構成を一院制にすべきか両院制にすべきかは議論のあるところであるが、結局両院制をとった。一院制を主張するものは、元来国会が国民の代表機関であるとするならば国民から選出された衆議院で事足りるはずだというにあり、こうした考え方はこの議会においても進歩党筋の一部で盛に主張された、国により歴史的事情が異なるも普通に下院は進歩的乃至急進的であり、上院は保守的後退的であるとされ、互いに牽制しあう結果前にも進すすめず、後にも退かれず結局政治を停滞させ、そこで両院制度は荷車の前後に馬をつけ反対の方向に曳かれるようなものだというフランクリンの比喩がしばしばもち出されるのである。わが国の貴族院がその保守的色彩をきわめて濃厚に示し、特に皇室の藩屏として、また特権階級の牙城として過ごしてきたことを顧みれば思い半ばに過ぎるものがある。しかし両院制は多くの国、少なくとも大きな国々のほとんどすべてにおいて採用されており、殊に国会の占める比重がいよいよ大きくなることを思えば、国会の議事を慎重に行い、また強力なる衆議院の権能に対し誤りなきことを期するため新憲法は米英法を継ぎ最小限度の抑制機関として参議院を認め両院制を採用したのである。

◇国民の意思を直接に代表する衆議院にくらべ、参議院の地位は弱い、参議院の構成、性格をどう決めるのはかかってその議員の選出方法にあり、相当慎重を要するところであるが、いずれにせよ新しい参議院はこれまでの貴族院と異り民主主義の原則に背かないよう種々の規定を設けている。

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。
○2 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

◇両院ともにその定められたところの選挙法により選出された議員によって組織される、これは衆議院については別に新しいことではなく、選挙が普通、平等、秘密の原則によって行われることも現に実行されている、しかし新しい参議院は従来の貴族院のように国民とかけ離れた非民主的なものであってはならず、名実ともに「全国民を代表する」議員によるべきで、今秋の臨時議会に提出される参議院議員選挙法案が通過すればこれにより選挙されることになっている。

議員の定数は両院とも法律で定められる。衆議院議員は現在 464 名でこれは問題ないとしても、参議院議員については約 300 名程度が妥当とみられている。

本条では「選挙された議員」といっているだけなので参議院については条文だけからいえば職能団体からの選挙も許され得る等で、むしろ参議院構成の基本的要素は絶対職能制を採用すべしという意見も強力にでている（社会党）、しかしその他の政党並に政府においても種々異論をもち職能代表制は新憲法に違反し、またわが国の社会組織では職能代表を選ぶことは不可能であるとする見解が強い。

第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

◇この条章は一見平凡に見えるがかなり特徴的なもので、端的には国民の平等権を平明に謳ったもの、即ち全国民がすべての平等の地位に立ちどんな人でも候補者となりまた選挙権を持っていなければならぬとし平等権を細かく説明しているが、華族その他の貴族制度を廃止し、栄典の授与もいかなる特権も伴わないことを明言している 13 条と共に興味深いものがある。

人種や信条や性別等によってとかくの差別がなされるようでは真に国民の代表としての成果を期し得ないし、かかる平等の上に立ってこそ議員は国民の総意を代表することができよう。

第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

◇任期の四年は現行と変わりない、四年としたのは、余りに短いときは議員の地位が安定しない結果、不必要に人気に媚びるといふ弊が出てくる、と言って長きに過ぎれば、

沈滞して世論との接触が薄くなるということになるので四年位を適当としたのである。

もちろん任期中に衆議院が民心を代表するに足らぬとなるような時態になればいわゆる解散が行われるから、任期も当然それと共に終了する。

第四十六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

◇参議院は政党政派にかかわらずに、衆議院の抑制という点に、大きな存在理由があることは否めない、この指名を果たしていくためにも、全員が一斉に更新しないで一部ずつ更迭していく方が恒久性を保ち、かつ、急激な変化を避ける意味で必要である。

こうした方法は、アメリカやフランスの上院において実行されている。

第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

◇選挙区や投票の方法などは、その時々政治情勢に応じて決めることがよいので、これを法律によることにした。

例えば衆議院議員は現在大選挙区制（都道府県単位）により選挙を行うことにしているが、これを中選挙区制（各都道府県を数個の選挙区制に分割）にするとか、あるいは比例代表別をどうするかとかいろいろの問題がある。投票の方法にしても直接投票、間接投票等があるがすべてこれらの事項を法律で定めることにしたのである。

第四十八条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

◇同一の人物が同時に両院の議員となることは、過大な政治権力をもつことになり適切でない。両院がそれぞれ独自の立場に立って国会を構成していることからこれも当然であり、現行憲法もその三十六条で同様の規定をしている。

第四十九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

◇両院の議員はその重要な地位にかんがみ、それ相応の額を歳費として国庫から受けられる。従来、議員の歳費は議院法で定められ、各議員の議長は七千五百円、副議長は四千五百円、貴族院の被選議員及び勅任議員並びに、衆議院議員は各々三千円を受け（旅費を除く）ていたが、新憲法における議員の地位の向上に応じ本条において、直接憲法に規定したのである。

第五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

◇両院の議員として、よくその職権を行わせるため議員に対して、特殊の権利を認めている条文である。すなわち議員の身分を保障する憲法上の制限を定めたものである。

第五十一条 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

◇これは議員が、議院において演説、討論などを行う場合自由に論議が為されるようにしたものである。すなわち国家または個人の利益を侵害するようなことが生じやしないかというようなことをいちいち考慮に入れていたら、自然とその所信を発表するのをためらうようになり真の公正な院議をつくすことができなくなるのでこれを防止するため本条の規定を設けた、表決権についても然りである、けだし前条と同様、議院の地位を保障したものである。

第五十二条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。

◇国会には通常は常会と臨時会の二つがありまた議会の解散後開かれる特別会がある。本条はこの常会が年に1回は必ず召集されるべきことを示した。召集の月をいつにするか、会期を何日間とするか等は、付屬法規たる国会法によって決められる、臨時会は特別に重要な緊急案件が生じた場合開かれる、なお召集は内閣の助言と承認による天皇の国事に関する行為とされている。

第五十三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

◇国会の比重が著しく高められる結果、構成の議員も主動性を持つようになり臨時会の召集も内閣に要求し得ることとした。ただしこの場合は、いずれかの議院の総議員の四分の一以上の賛同がなければならない。

第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

○2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

○3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

◇新憲法は衆議院が解散された日から通算して結局七十日以内に国会を召集せねばならぬことを規定した。これが現行憲法では五か月以内としているが、このように期間が著しく短縮されたのも国会があらゆる国政の中心であり従って速かに民心の帰趨を求めて政局の安定を期するために外ならぬ。

◇また衆議院が解散になり、新議院が成立していないときに緊急の必要が国に起こっても臨時会の召集を行うことができないのでは、国政の運営に大きな支障となるので、このような場合の特別の暫定的措置として、参議院の緊急集会という制度を設けた。

この規定は、現行の緊急勅令に相当する措置ともいい得るもので、参議院の特徴の一つを為すものである。

第五十五条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

◇議員の資格について問題が起きた場合に、これを裁判所の管轄とするのがよいか、どうかは従来から議論のわかれるところであるが、結局議院の自由性尊重という建前から議員自らにやらせることとした。

◇国会が従来全然認められていなかった司法的な活動をするというのも特筆さるべきであろう。

第五十六条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

○2 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

◇この条文は両議院におけるいわゆる定則数並びに議決方法について規定したものである。

第五十七条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

○2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

○3 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

◇秘密主義は民主政治の最も嫌避すべきもので議事の内容は、これをできるだけ世間一般に知らせることが望ましく、国会における審議を峻烈な批判、監視のもとに置くべきで、本条はいずれもかかる点を考慮したのである。

第五十八条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

○2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

◇55条と同様に、両議院の独立性、自律を明らかにした条項である。

第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

○2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

○3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

○4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

◇国会が「国の権力の最高機関であり、唯一の立法機関」であるから法律の発案権は天皇にも内閣にもなく、国会の議決は天皇の裁可をまたずして直ちに法律として確定する、天皇はただ公布するに止まる。

衆議院の権能がいかに参議院より強いものであるかは、本条の二項以下がこれを如実に示している。もちろん参議院としても「全国民の代表」ではあるが、その実質において衆議院が優っている。従って、法案の議決について参議院にこれと同等の権力を与えるのは適当でないとする見解にもとづく。参議院の握り潰しを防ぐ趣旨から第3項が規定されている。

第六十条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

○2 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

◇予算は先に衆議院に提出する、これを衆議院の予算先議権といい、立憲国家の常例になつたものである。

第二項は衆議院の優越性を尊重する趣旨からである。

万一予算の不成立の際には前年度予算を踏襲することが現行憲法では可能であったが、新憲法にはかかる規定がなく、緊急財政処分の規定もない。このような場合にはすべて臨時に国会を召集して国会の同意を求めなければならぬ。が衆議院の権能が上記のごとくである故ほとんどそうした事態は生じまい。

第六十一条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

◇条約の締結は従来のごとき天皇の大権ではなくなり、内閣が国会の承認を経て行うのである、この場合にも衆議院は参議院に優越し、両院の協議が調わなければ衆議院の意見通りになる。

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

◇国政についての正確な知識や統計資料を議員が獲得しうるみちをひらいた。これは国会が国政のすべてを的確に認識し、これを監視するための不可欠の前提条件である。議院の査問権とでもいうべきものか。

第六十三条 内閣総理大臣その他の国务大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

◇本条も立憲国家の常例に従ったもので、現行憲法では五十四条が同様趣旨のことを述べている。ただ本条では「答弁又は説明のため出席を求められたとき」は、出席する義務のあることを明らかにしているのが目立つ。

第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。
○2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

◇裁判官と言えど常に国民の監督の下にあるということは、新憲法の徹底民主制を裏付ける有力な根拠のひとつと言わねばならない。第七十八条は「公の弾劾」による裁判官の罷免を認めている。公の弾劾とは公の権力による弾劾手続きという意味で、本条においてこのようにして訴追された裁判官を裁判するのは国民の代表機関である国会の任務とした。

(この章、2018.7.31 追加)

第五章 内閣

第六十五条 行政権は、内閣に属する。

◇主権が国民に在ることをその立場とした新憲法において、最も著しい特徴の一つは、これにより、立法権は国会に、司法権は裁判所に、行政権は内閣にそれぞれ独立的に帰属し、いわゆる三権分立となった点である。天皇がこれら三権の統帥者であるということとはなくなった。

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。

○2 内閣総理大臣その他の国务大臣は、文民でなければならない。

○3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

◇内閣の組織は内閣官制という勅命で定められていたが、今後は法律で定められることになる。内閣総理大臣は従来内閣の首班と呼ばれていたが、憲法上では他の国务大臣と同列の地位であり、このためその権限も強力とはいえず、しばしば行政の不統一を招いた。本条は内閣総理大臣が首長であるということをはっきり規定したが、これで行政の最高責任者は明らかにされたわけで内閣の分立的性格が改められた。なお貴院では将来の政治弊害を絶つために、首相および閣僚の人選には軍人の職歴を有せざるものとした。

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

○2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

◇内閣総理大臣を指名する手続を定めた条文で英国流の議院内閣制に倣ったものである。この指名を他の案件に先立って行うことにしたのは、国政の停滞を防ぐためである。指名の議決に際しても、衆議院の優越性が認められて、内閣総理大臣は今後必ず議席を持たねばならぬことを規定した点もその特徴である。

第六十八条 内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

○2 内閣総理大臣は、任意に国务大臣を罷免することができる。

◇国务大臣の任命を規定した条文、従来国务大臣は天皇の任命によつたが、新憲法は内閣総理大臣の首長権を認め他の国务大臣の任免を自由にならしめた。国务大臣の過半数が国会に議席を持たねばならぬことにしたのは議院内閣制の趣旨を徹底せしめたのである。

第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

◇議院内閣制を示したもので、政治道徳や、慣習に委せることなく明文をもって定めただのである。これにより衆議院が内閣に対し不信任を表明したときは内閣はこれを解散するかまたは総辞職するかの何れかを選ばなければならないわけである。解散は形式的には天皇の国務とされているが内閣の助言と承認により行われる。

第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

新憲法ではこのような場合には一旦総辞職すべきことを規定したのである。これは首長なる内閣総理大臣の比重が重きを加えたからにほかならない。

総選挙後に初の国会の召集があったときは、新しい民意にもとづいて内閣は新たに出発するという建前から(たとえ政府の与党が勝利を占めた場合でも)総辞職することにした。

第七十一条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

◇前の2条の場合といえども、国政は一日もゆるがせにできないので、次の内閣総理大臣が任命されるまでその内閣が引き続きその職務を行うことにした。

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

◇内閣における首長としての内閣総理大臣の職務権限がこの条項ではっきり規定されている。このような規定は現行憲法では望み得べくも実現し得なかったものである。

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。
一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
二 外交関係を処理すること。
三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
五 予算を作成して国会に提出すること。
六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

◇新憲法は天皇の権限を最小限度まで縮小しているので、政治上の機能は全く有され

ていない。したがってこれまで天皇の大権とされていた事項が内閣に移されている。本条の六において、政令の規定があるのは注目すべきで、これは、行政権が内閣に帰属する結果、こうしたものが新たに必要とされるのである。いわば従来の勅令に代わるものである。

第七十四条 法律及び政令には、すべて主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

◇法律と政令の形式面を定めた条文。その責任を明らかにするため主任の国务大臣並びに内閣総理大臣はそれぞれ署名、または連署する。

第七十五条 国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

◇国务大臣を在任中刑事犯罪などにより訴追するには、内閣総理大臣の同意を必要とすることにした。政党政治の悪弊の一つとして、国务大臣を失脚せしめ内閣の倒壊をはかるという手がよく用いられるので、かかる保障を与えたものと思われる。

(この章、2018.6.24 追加)

➤ 第六章 司法

「司法権は天皇の名において之を行う。」とした明治憲法は今度の憲法改正で「司法権はすべて最高裁判所と下級裁判所に属する」という革命的反変をおこなった。そして、天皇にかわり裁判官の独立不動の地位が民主裁判の権威となり、しかもこの裁判官は国民の手によって「公の弾劾」を受けまたは「罷免」されるのである。従来天皇神聖に名を騙り、閻魔の鑿として”人権尊重”をないがしろにした明治憲法による「司法権」は完全に国民の手に移ったわけである。三権分立の触角としての司法権の民主的独立と革命的転換こそ、日本再建のれい明をよぶものである。

第七十六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

○2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

○3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

◇天皇による司法権は新法では最高裁判所および下級裁判所に属することになる。そして従来のような行政裁判所、憲法会議等の特別方法による裁判を否定したきわめて良い意味をもっている。また行政機関は裁判所の裁判で覆えるかもしれないといういい方をとり司法一元化の理想を明記し、裁判官の独立不可侵を規定している。

第七十七条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

○2 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

○3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

◇最高裁判所は非常に高い権限をもち、従来の司法省の所定事項を含めたものと大審院をさらに高度にしたものとなった。

第一項は従来の司法省事項で、最高裁判所に移ったもの、検事もまた検事局に分離独立することなく同裁判所に包含される。

第七十八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

◇裁判官の地位の保障をさだめた、第十五条の精神をうけて、本条では裁判官がその神聖な職務に不相当と認められた場合、主権の存する国民によって弾劾されあるいは罷免されることになっており、パブリック・オフィシャル・ザーヴァント（公僕）としての特徴を明らかにしている。

第七十九条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

○2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

○3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

○4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。

○5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

○6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期的に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

◇ここでは、とくに最高裁判所裁判官の任命、退官、報酬などを規定した。下級裁判所の裁判官は国民と直接につながっている故に、第七十九条の「公の弾劾」を受けるが、最高裁判所裁判官は国家最高機関に属するために特別の国民審査の制度により、その是非を決定するようになっている。この条も第十五条の影響を受けていることはいうまでもない。

第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

○2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期的に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

◇下級裁判所、裁判官の任命方法の規定、また退官、報酬をさだめたものであるが、裁判官に明治憲法で尊重された規定とは意味を違え、民主的裁判官の独立不動を保持するために、新法ではとくにこのような具体的規定をおこなった。

第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

◇ここでは憲法違反を審査する規定を認めている。これは国会が最高機関であるということと一見矛盾した印象を与えるが、この権限は現実には訴訟問題が起きた場合、最高裁判所が違憲と認めた法律の適用を拒否するというのみで、これで法律が無効になるわけではないから最高機関である国会に対する影響を直接にはもたないものである。

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。

○2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

◇ここでは、裁判を公開することによって、裁判公正を期そうとする趣旨であって、さらに政治、出版の犯罪や、第三章の基本的な人権にまつわる事件の対審は特に非公開ではいかぬことを主張している。

➤ (この章、2018.7.1 追加)

➤ 第七章 財政

➤ (この章、2018.7.1 追加)

日本の財政はあらゆる点で非民主的であった。というわけは、財政運営において官僚の権限がきわめて大きかったのである。それは予算の編成と執行の両面における政府官僚の権限の問題である。また予算議定は立憲政治の建前からいって帝国議会の権限であるにもかかわらず、実際においてはきわめて制限を受けており、例外として官僚の処置に委ねられていたものが非常に多いことによるものである。

合衆国の某学著が指摘したごとく「日本の議会が予算審議に関わる度合いは予算総額の25%にすぎない」のである。

改正憲法の財政にかんする規定は、かかる傾向に真正面から検討を加えられた結果相当程度の財政民主化が実現されようとしている。まず逐条これを見よう。

第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

◇ひとり財政にかんするのみでなく国会はあらゆる国政について監督指導の任に当るのであるが、とくに本条はこれを規定した。

第八十四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

◇新税創設、既存税変更は国民生活に影響するところがきわめて大であるからどうしても国会の議定によらなければならないのである。今までは「現行の租税はさらに法律をもって定めたる限りは旧によりこれを徴収す」とありまた各種手数料は勅令により、官業収入は特別の法令によってきめられているので歳入の大部分は議会の議決を経ずして収入とされていたのである。租税にかんするかかる明確な規定は一切の歳入行為についても新しい態度をとられることが期待される。煙草値上げや電信電話料、鉄道運賃値上げなど租税に類するものにあっては特にそうである。

第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

◇第83条のうち歳出にかんする具体的な解釈である。本章は歳入は第八十四条で租税についてのみ規定しているが、本条は国費支出、債務負担について国会議決を定めている。後述するが従来歳出のうち議会の議定を要しないものまた制約するものがきわめて多かった、すなわち旧法第六十六条の皇室費、第六十八条の継続費、第六十七条既定歳出費、法律費、義務費などである。この改正憲法により自由に削減しうようになった、更に責任支出(前年度予算の剰余金および不測の収入金を引当てに政府が議会の協賛を待たずに支出するもの)ができぬことになった。

第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

◇旧憲法では国の歳入歳出は国会の協賛を必要とすると規定しているが本条は予算が国会の審議を受け議決を経て成立すると定め、最高予算決定権は国会にあると明記した。

これにより予算編成権は依然政府の手にあることは変化はないが旧法第七十条財政上の緊急処分、第七十一条による「予算不成立のとき前年度予算を施行する」いわゆる施行予算の規定は当然廃止されるわけである。これにより政府が議会を無視した独善的支出や度々の政変、事件などに名を借りて勝手な支出をなすことは許されない。

第八十七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

◇旧憲法第六十九条第六十四条による予備金の支出は大蔵大臣の管理に属しており、これは全然議会の協賛を経ず軍に事後承諾を求めるにすぎなかったが、本条においてこの設定には議会の議決を要し、支出責任は内閣にあることを定め、その運営を一段と明確化した。

予算の款項に計上した金額が不足であるかまたは予算外の費用が生じた場合に備えるための予備金制度である。

第八十八条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

◇新憲法に規定してあるところによれば皇室と国とは本来一体であって、とくに皇室を国民と切り離していた考え方を訂正しなければならないとき、皇室が国と別個に特別な財産を持たれるというのは不合理である。国の象徴である天皇が公人として動かれるに必要な財産とはすなわち国の財産でもあるわけだ、皇室が巨大なる財産を持たれこれで費用を賄ってきたということ自体が国民と直結する天皇を国民と切離す考え方である。皇室の費用は即国の費用であり国民の負担すべきものである。ここに国民の皇室財産に対する責任の分担が、予算計上、国会議決という形で遂行されるわけである。なお天皇および皇族のもたれている純私有財については別個である。

従来旧法第六十六条により皇室費は議会の議決から閉ざされていたが、この度国民の負担の一部として国会の協費をまつことになった。

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

◇民主主義政治の建前からいえば国家や公共団体は宗教運動については不干渉でなければならず、したがってその財的援助を自ら禁止しているのである。神道に関する名実共に莫大な国家的かつ政治的援助が神秘的軍国主義の温床となったことを深く反省すべきである。さらに民間私的の慈善事業などに援助を与えるときはややもすれば名を事業援助にかりて政治的活動に利するおそれがありこれを警戒せんとする趣旨である。

第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

○2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

◇収入支出の決算を毎年会計検査院が検査し政府は次年度国会に提出する義務がある。本条の規定は旧法第七十二条と殆ど同じであり、ただ特に「毎年」「次年度」ということをはっきり規定したことにより検査報告の提出を長引かせたりすることができないわけである。臨時軍事費のごときは軍部の強圧により無理に委託検査と称して軍当局に委ねられていたが今後はこうした類のことはできないであろう。

第九十一条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

◇国の財政については、国民代表たる国会が監督指導することは以上各項により明らかであるが、更にこの財政状況を直接国民に知らせるべきであるとて本条がとくに設けられた。民は依らしむべし知らしむべからずとの方針によって国民に全く政治の実態を知らせなかったがため国民は奴隷のように盲従してついに今日のごとき悲惨な状態になった。もし国民がもっと国の諸問題について知っていたら、時代に対する判断力が備わりかかることにはならなかったと思う。

更に、民主政治の建前からいえば国民生活に至大な関係があるのだからこれまで結びつけて財政問題は、国民が熟知批判しなければならないのである。

財政の実相はあらゆる一國政治問題の集中要約されたものであるから、財政状況の報告によって国民は、国政に対し間接批判の機会が与えられるわけである。したがってこの財政報告も従来の大蔵大臣の財政演説のごときものではなく、もっと權威があり、内容に富んだ米大統領の予算教書のごときものたるべきである。

以上逐条解説を試みた、従来は「会計」といって、単に政府の一施策のごとき観があったものを「財政」と改め政策の中心として取り上げたことは大きな発展であると思われる。民主政治の第一歩は財政面から始められなければならない。九ヶ条の憲法規定が中核となり、財政法、会計法がその実施にかんする種々の細部を規定する。

➤ 第八章 地方自治

地方自治は国民生活にとって最も身近なものであるばかりでなく、敗戦日本再建のためには国内諸制度の前衛の役割を務めるものであり、また民主主義政治の基礎となるものであるが、明治以来の日本の政治の状態をみると、すべての制度が中央集権の一点に集結されていた結果、地方自治はその権限の上からも財政の面からもすべて中央に頼らなければ運行が出来ないといういわゆる半身不随の状態に陥っていたのである。そうした制度のもたらす当然の結果として官僚独善主義が生まれ、これが満州事変以来軍閥とタイアップして官僚専制主義となり、その独善制は全く国民えんさの的となっていたのである。

改正憲法はこうした立場から特に第八章で地方自治の一章を設け国内民主主義の基盤を確立したのである。

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

◇まず第一に地方公共団体、即ち都、道、府県、市町村などの組織および運営は法律で定めるべきことを規定している。このことは極めて意味が深く、「地方自治の本旨に基づいて」と定めているのは、従来のような官治の色が強く、自治といっても名あって実なきようなことを一掃して、国内政治の最前線というか、末端というか、つまり国民生活に最も影響のある地方自治制度を徹底的に再編成して民主政治の土台石を築きあげようというのがそのねらいである。

一例を都道府県の長官である知事についてみると都道府県はもちろん自治体であるにも拘らず、知事の取り扱う事務は国務が大半で自治体固有の事務は非常に少なく、また諸法令も自治体自体のものより国務の方が大方分を占めているという状態で勢い知事は中央の鼻息ばかりをうかがっていて、地方自治のことには関心が薄くなって来るという結果を招き官治政治の弊に陥ってしまう。また制度の上からみると同じ市制を適用されていながらも人口三万の市と二百万の市があったり、同じ町村制のもとに人口五百未満の町村と七、八万の町村があったりして、しかもこれらが同一制度の下に組織され運営されているという矛盾を含んでいる。改正憲法はこうした矛盾や弊害を、地方制度の改正によって全面的に清掃し、都道府縣市町村の行政が最も民主的に、最も平易に、しかも最も和やかに運行できるようにするというのがその第一の目的である。

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

○2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

◇地方自治の章においては、この点が最も重大な問題で、地方自治体が、それぞれ議決機関として議会を持つべきことは当然なことであるが、九十三条の重点は執行機関の主要な部分が、すべて地方自治体の住民直接選挙によらなければならないという点である。それが民主主義に基づく地方自治の本旨に副うものとされているゆえんである。

衆議院を通過した地方制度改正案をみると、まず、都長、知事、市町村長の公選が決定したことが本条の趣旨貫徹の第一歩を踏み出したことを意味しているが、従来の制度と違って最も重大なことは所謂知事の公選で、いままで知事は中央の任命によってのみ決められており、地方民の好むと好まざるとに拘らず、いつでもその更迭が行われていたのである。それが今後はすべて都道府県内の住民によって選出されなければならないことに改革されたので、地方自治民主化の大黒柱はここに打ち立てられたといっても過言ではない。知事や市町村長の公選と同時にその裏付けとして改正地方制度はまた、一定数の選票民によりこれら者の罷免、もしくは解職の請求権を認めることになり、官治一点張りの従来の地方制度の悪弊は全く一掃されたといってもよい。

一方地方の議事機関としての議会の設置は前述の如く当然なことであるが、改正地方制度はこれまた、一定数の選挙民によって都道府県会、市町村会の解散請求権をも認め、さらにその条例や規則の制定を請求できることを新たに規定して本条の目的の達成をはかった。ただここに残る問題としては知事の公選、吏員に対する住民の直接選票に伴って、いままでの地方公共団体の官吏であったものはすべて、公吏とならなければならないがこれは政府でも来るべき議会に、“公務員法”を提出して法律的にこの問題を解決すべく、目下準備を進めている。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

◇これは地方公共団体の機能を憲法に明文化してその権威を持たせたものである。すなわち山林や学校の設備など行政上における財産も、公共財産も一切をふくむ財産を管理する権能をもつことを明らかにしたと同時に、それを管理する公共団体が、財産の主体となる公法人であることを明瞭にしたものである。“事務を処理し”というのは、地方自治体の行政全般にわたる事務を意味しているので現行のものとも少しも変わることはない。“行政を執行する権能を有し”というのは行政事務の内容を指しているもので、例えば税の強制徴収とか執行上における罰則などを設ける権根が付与されていることを確定し、さらに“法律の範囲内で条例を制定することができる”というのは地方自治体自体とその住民とを規律する根拠法を設けることが出来るということで、都道府県会、市町村会などの定数の範囲をきめることが出来ることなどを指しているのである。

第九十五条 一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

◇どの公共団体にも一般的に適用されるものならばよいが、特定の公共団体だけに適用される特別の法律は、国会だけの議決で制定してしまうことはできないということで、もしそうすれば、それはその住民の直接の利害に関係のあることを十分に考慮しない結果となり、また地方自治の発展と円満なる運行を促進させるゆえんではないからである。ここにいう特別法というのは現在考えられているのは“都制”の問題だけで、身近な例をあげれば東京都の如く近き将来大阪に都制が布かれると

いうことを直接の目標としたものである。この種の都制案は国会で議決してもそれだけでは効力を発生することができず、その公共団体の一般投票にうったえ、この過半数の同意を得た後でなくては、それを施行することができないということを規定したものである。かくして本条はこの種の特別法制定手続を定め、地方公共団体の自律性を完全に保証しているのである。

(この章、2018.7.1 追加)

➤ 第九章 改正

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

○2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する

◇この憲法を改正する場合の法律上の規定をおこなったものである。

明治憲法を改正する場合は七十三条によっておこなわれたが、この改正憲法は超憲法的変革ともいうべき、根本的改正であるのに果して七十三条を適用し、天皇の発議によって行ったことが妥当であるかどうか、論議的となったほど、重要な問題であるため、新法は特に改正の時を顧慮してこの項を吟味し、国民投票、国会の定める選挙により憲法改正の承認を経たのち、天皇は国民の名で、この憲法の改正公布をおこなうものである。

➤ (この章、2018.7.1 追加)

➤ 第十章 最高法規

◇憲法は日本の最高法規である。今後わが国のあらゆる国政が基準とすべき最高の法規である。たとえ天皇といえどもこれを尊重擁護しなければならない義務を有しているのである。明治憲法は神聖不可侵の大典たる根柢を陛下が独り断定するところに求めているのに対し、改正憲法は趣旨として国民の自由な発言を求めている。すなわち、明治憲法は欽定憲法であるのに対し改正憲法は民約憲法である。明治憲法が『王権神授説』であるとするれば、改正憲法はまさに『天賦人權説』にその基底を求めている。天賦人權説の主張するところは「天のその民を生ずるやこれに賦するに自由の性を以てしこれに与ふるに碩大の能力をもってし、それをして至高の福祉を享受せしむ」とあるごとく自由主義の基調をなすものである。

そうした基礎に立った改正憲法が、わが国の最高法規として未来永劫、日本と日本国民を律してゆくのであるが、そこに強調している二つの大きな点は内に対しては人間の基本的人権と、外に対しては国際信義を真髄とする国際条約の尊重である。この二つが固く守られてこそ日本ははじめて名実ともに平和国家としてその体制を整えたというべきである。ここに新日本の最高法規としての新憲法のもつ大きな意義が含まれている。

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

◇ポツダム宣言の第十条には『日本国政府は日本国国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障害を排除すべし、言論、宗教及び思想の自由ならびに基本的人権の尊重は確立せらるべし』と規定されている。この趣旨に則って日本の民主主義政治の根本的な前提であり、また条件であるところのものは、基本的人権の尊重であるというのが、改正憲法の最大眼目の一つなのである。そうしてその基本的人権こそ、人類の多年にわたる血と涙の戦いを経て獲得された尊い歴史的成果であることを回顧し再認識して、その尊重すべきゆえんを本条において強調しているのである。

ここにいう基本的人権の獲得された経路を歴史的に回顧してみると、フランス革命の初期、すなわち一七八九年八月、フランスの国民議会は「人権宣言」を發布した。この宣言はアメリカ独立戦争の際、アメリカ軍が發布した「独立宣言」にならって国民議会在「人権宣言」を起稿し發布したのが、その発祥で、その宣言文の第四項には基本的人権は自由より発生することを規定しその自由に対する解釈として次のごとく記載されている。

いかなる行為といえども、その行為が他人を侵害せざる場合には、これを行いうることを以て、自由の本義とす。

この解釈から見て人間は他人の利益を侵害せざる範囲内においてはいかなる行為もこれを行うことができるというのが基本的人権の本義であって、この基本的人権が、確立され、保障されることによってはじめて自由主義、民主主義が達成されるのである。改正憲法に本条を設けたゆえんもまたここにあるのである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

○2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

◇この憲法は、我が国の最高の法規であるが故に法律、命令、詔勅などにすべて、現に存在しているものと、また改正憲法が実施されるまでの間、制定さるべきものとを問わず、この憲法条規に反するものは、その効力を失ってしまうのである。思えば、二・二六事件以来、軍部が覆面をかぶって、政界をはじめ、国家社会のあらゆる方面に乗り出して、着々開戦の準備を進め、支那事変を経て米・英と戦端を開くまでの間、ある時は国体の独自性を説き、あるいは一切を天皇に帰一するという美名のもとに在来の自由主義と民主主義を弾圧していくたの法律、命令、詔勅などをだしたか枚挙にいとまがない。

民主主義、自由主義の哲学にその基底をおく改正憲法はかかる軍国主義的、専断主義的律や命令、詔勅などを無効とする宣言をこの条項において規定し、平和の花咲き、実を結ぶ鬱蒼たる民主主義の樹下に、七千五百万の国民の憩いの場所を与えようというのである。

第二項はわが国が従来国際法尊重の念が薄かったという世界的非難に鑑みて、条約その他の国際法規を誠実に遵守する旨を定めたのである。ヴェルサイユ条約、支那事変における九ヶ国条約の破棄等が国際信義を失う結果となった。こうした不信を一掃し、戦争を放棄することによって平和への道を直進し、国際連合憲章の前文にあるごとき『正義と条約及び他の国際法の源泉より生ずる義務の尊重とが維持され得る如き状態を確立』することを厳粛に定めたのである。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

◇新生日本の最高法規である憲法は、上は天皇、摂政から、下は下級の公務員に至るまで、それを尊重し擁護すべきであるという義務を負わせた。そこにこの憲法の持つ尊厳さが遺憾なく発揮されている。明治憲法は天皇の絶対不可侵を玉条としてさだめ、しかも天皇が非常事態に際して国民の人権的事項を随意に制御し得るという大権を与えていた。

改正憲法はこの種の非民主的特性を払しょくして憲法の中心は人民の自由の確保にある。そうして主権在民の原則に立ち、権力の主体を人民に移し、天皇は新たな性格のもとに、この憲法を尊重し擁護しなければならないことを決めたところに大いなる意義がある。一般の国民もまた同様の義務を負うことはいふまでもないが、本条では特に、この憲法を直接に運営する者に対して絶対的な義務を強調しているところを見のがしてはならない。

➤ (この章、2018.7.1 追加)

➤ 第十一章 補則

第十一章「補則」の第百条以下四つの条項は、新憲法の施行期日、衆議院議員の任期などを規定したもので大体において原案のままとなっている。ただ一つ原案と非常に異なっただのは原案ではその第九十七条に「華族その他貴族の地位を認める」といういわゆる一代華族を認める規定があったが、新憲法の本質から華族制はこれを認めないという空気が圧倒的に強くなり、ついに衆議院憲法委員会はこの非民主的な条項を削除してしまった。これは非常に重要な点で華族という特権的な身分は新憲法の実施とともに完全に抹殺され人民の自由と平等の民主主義的な原則がこれによって貫かれたということが言えよう。以下各条項をひとつひとつ解説してみよう。

(この章、2018.7.1 追加)

第百条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。
○2 この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

◇すなわち新しい民主主義精神を盛り込んだこの新憲法が施行されるまでにはまだいくつかの準備段階を経なければならぬ。新しい国会法、内閣法、参議院法、皇室典範のほか憲法付属の百余にのぼる諸法規が新憲法に基づいて書き改められねばならないし参議院議員の選挙をはじめいろいろの準備が新憲法の施行の日まで済まされなければならない。こういう準備のためにおよそ六箇月を要するものとみてこの新憲法は公布の日から六カ月を経たのちに施行することにしたのである。したがってこの憲法草案が議会の両院を通過し枢密院の御諮詢を経て十月十日ごろ公布されるものとみて新憲法の施行は来春四月上旬という予想が成り立つわけである。

第百一条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

◇まえの第百条で新憲法の施行までに参議院議員の選挙を行い参議院の成立が予定されてはいるものの、それが何らかの理由で成立しなかった場合を予想して本条では参議院が成立しなかったときは衆議院だけで国会の権限を行いうると規定したものである。

第百二条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

◇新憲法ではその第四十六条で「参議院議員の任期は六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する」と規定してあるとおり、参議院議員の任期は六ヶ年で三年ごとにその半数を改選するのであるが、第一期の参議院議員の半数というのはしたがって三年しか任期がないわけでありこの百二条はこのことをはっきりと明文で定めたものである。半数の議員をどのような方法で選挙するかは新たな法律でこれを定めることにした。

第百三条 この憲法施行の際現に在職する国务大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

◇新憲法が施行されると貴族院議員は当然その地位を失うことになる。また国务大臣、衆議院議員、裁判官も新憲法でその地位が認められてはいるがその地位がすっかり性格的に変わるから本当はその際これらの地位を失うのが当然だと考えられる。けれどももしそうなる旧憲法と新憲法の切り替えに伴っていろいろ混乱をきたす恐れがあるので本条ではこの切りかえを円滑にするためにこの規定を設けたのである。

➤ 付帯決議

一、憲法改正案は憲法付属の諸法典と相まって、初めてその運用の完全を期待しうるものである。しかるに皇室典範、参議院法、内閣法その他多数の各種法令は、いまだその輪郭さえ明らかでないために、憲法の審議にあつても徹底を期しえなかつたことは、深く遺憾とするところである。政府は速やかにこれら諸法典を起案し、国民の世論を問う準備をなすべきである。

➤ 付録

➤ 付属法規の改正

➤ 国会法の制定と国民政治

➤ 民法

➤ 刑法

➤ 司法関係

➤ 憲法審議をめぐって

➤ 各国憲法の比較

¹ 屢次、「るじ」と読む、たび重なること。たびたび。しばしば。